

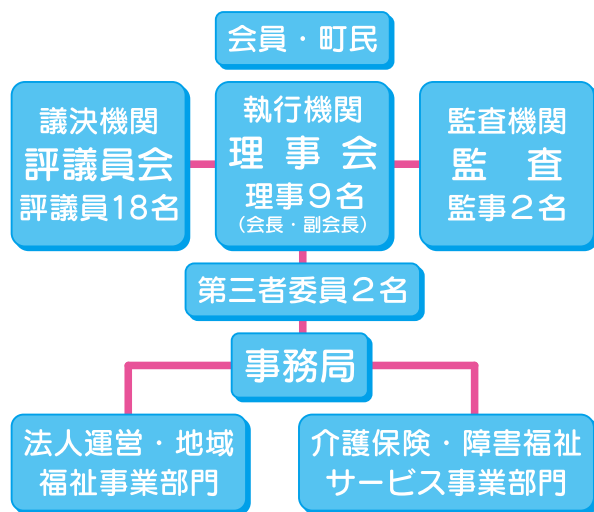
社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に規定され全国の都道府県及び市区町村に設置されている団体（社会福祉法人）で、民間組織としての自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持っています。

地域で抱えている福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的として、福祉活動の場や仲間づくりなどの援助、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携をすすめ、具体的な福祉サービスを企画実施していきます。

活動に必要な財源は、みなさんからの会費と寄付金、共同募金の助成金及び県・市補助金、介護保険事業収入等によって構成されています。

社協の組織

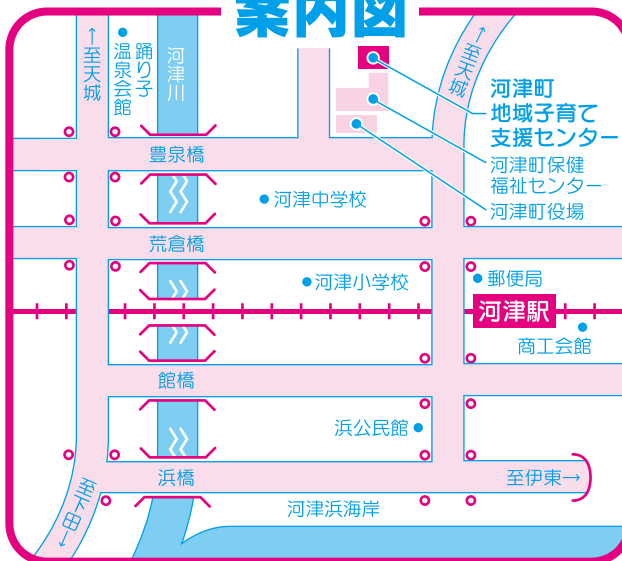


社会福祉協議会は、略して「社協」と呼ばれています。

利用案内

- 受付時間 月曜日～金曜日
午前8時15分～午後5時
- 休日 土・日曜日、祝祭日
及び年末年始

案内図



社会福祉法人 **河津町社会福祉協議会**

〒413-0504 静岡県賀茂郡河津町田中226
河津町地域子育て支援センター内
TEL 0558-34-1286
FAX 0558-34-1312

メールアドレス csw-kawazu@po3.across.or.jp
ホームページ <https://www.kawazu-shakyo.com>

※4月1日よりアドレスが変わりました。

社協のしおり

—— 住みよい福祉の町づくり ——



ふれあいネットワーク

社会福祉法人

河津町社会福祉協議会

法人運営・地域福祉活動事業

- 福祉に関する調査研究
- 地域福祉活動計画の推進
- 広報誌「社協だより」の発行
- 社会福祉法人ネットワーク連携の推進
- 福祉団体活動への支援協力
- 生活支援体制整備事業受託
サロン・居場所づくり・話し相手ボランティア・移動支援（つなげる支援バスの運行実証実験）
- 民生委員児童委員活動の推進
- 一人暮らし高齢者等給食サービス
- 福祉用具の貸出（車椅子等）



共同募金助成事業

- 一人親家庭への支援
- 男性料理教室の開催
- 一人暮らし高齢者昼食交流会の開催
- 障害者社会学級の開催
- 学習支援（宿題ルームの開催）
- 歳末たすけあい募金配分事業



河津町社協の主な取り組み

「みんなが支えあい、助けあい、
一人ひとりが輝いて暮らせるまち」を
基本理念として取り組みを
進めています。



ボランティア活動支援・育成事業

- ボランティア活動の推進
- 福祉教育の推進
- 中学生ボランティア講座
- 災害ボランティア事業



社協会員会費について

地域住民として地域福祉活動を協働ですすめていくための一般会員と、社協の趣旨、事業推進にご賛同のうえ、地域福祉を財政面で支える賛助会員等、次の区分による個人及び法人・団体に協力をお願いしております。

- 一般会員（各世帯） 年額1口 300円
区組織を通じて世帯ごとに加入をお願いしております。
- 賛助会員（個人） 年額1口 2,000円
（法人） 年額1口 10,000円

一般会員とは別に、個人・企業・社会福祉施設等にご協力をお願いしております。

権利擁護事業

- 日常生活自立支援事業受託
- 成年後見事業受託

各種相談・貸付事業

- 生活相談 ○介護相談 ○法律相談
- 生活困窮者自立支援事業受託
- くらしの資金・生活福祉資金の貸付

介護保険・障害サービス事業

〈介護〉

- 居宅介護支援事業 ○訪問介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 地域密着型通所介護（デイサービス）事業
- 介護予防・日常生活支援総合事業
（訪問型サービス・通所型サービス）
- 町要介護認定調査受託

〈障害〉

- 居宅介護事業 ○重度訪問介護事業
- 同行援護事業 ○町訪問入浴事業受託
- 町移動支援事業受託

